

「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」レジュメ

弁護士（島根県弁護士会） 廣 澤 努

1 略歴

- 1994/4 島根県入庁（農協指導・許認可等を担当）
- 1996/4 運輸省出向（沖縄振興，生活交通の維持確保，中心市街地活性化等を担当）
- 1999/4 島根県復帰（国際定期航空路線の開設，外国人観光客誘致等を担当）
- 2004/3 島根県退職
- 2004/4 島根大学大学院法務研究科（山陰法科大学院）入学（2007/3 修了）
- 2009/12 弁護士登録

2 法科大学院に入学した動機

県職員としての経験

ある外国航空会社から出雲空港に就航する旨の言質を取ったが，数箇月後に反故にされるなどの苦い経験から，法的な知識を身に着け，地域に貢献したいと思うようになった。

山陰法科大学院の創設

当時，法科大学院制度の整備と7～8割程度の新司法試験合格率が喧伝され，進学を意識した。しかし，妻が地元で働いており，既に子どももあったため，県外の法科大学院で学べる状況にはなかった。すなわち，司法制度改革審議会意見書のいう「地域を考慮した全国的な適正配置」により島根に法科大学院が設置されなければ，私が法曹の道に進むことはありえなかった。

3 新司法試験合格に向けた学修

法科大学院における学修の状況

法律基本科目（新司法試験の試験科目が中心）や実務基礎科目にとどまらず，基礎法学科目，隣接科目等についても積極的に履修した。

通学に往復3時間程度かかる上，子どもの世話等もあり，思うように勉強時間が

確保できなかった。結果，日ごろの勉強は必然的に授業の予習・復習に限られ，別途自習時間をとることはほぼ不可能であった。

勉強は，教科書や講義資料を繰り返し読むことが中心で，そのほか，教わっている先生や愛読する教科書を書かれた先生の論文を読むなどしていた。3年次の終盤，先生（実務家教員）に勧められ，勉強の成果をレジюмеにまとめてみたところ，知識の整理に大いに役立った。

新司法試験合格のために特別な工夫をしたということはないが，基本的な事柄を重視したことが有用であったと思われる。

司法試験予備校の利用

未修者は，勉強方法や答案の書き方が分からない。地方小規模校にあっては，全国的に見た自分の実力も分からない。そこで，3年次の秋から予備校の答案練習（短答・論文）を受講した。しかし，民事・刑事模擬裁判を含む授業との両立ができず，消化不良に終わってしまった。

2007年，2008年の新司法試験を受験する直前に，予備校の模試を受けた。長時間の試験に耐える訓練として有益であり，短答式試験を解くコツを身に付けることもできた。

4 新司法試験に合格しなかった場合のリスク

設立時の入学定員が想定より増加したため，法科大学院受験を決意する時点において，全修了者の7～8割が新司法試験に合格するのは非常に困難であろうと推測できた。

ただ，司法制度改革審議会意見書の「相当程度（例えば約7～8割）」という記載を信頼していたし，退路を断つ以上は合格するしかないという高揚感も手伝ってか，三振した場合の身の処し方は具体的に考えていなかった。

5 法曹養成制度に対する感想など

三振制，低い合格率，経済的負担

法科大学院を経て法曹になるまでの経済的負担は過大である。三振の憂き目を見れば，ひとり受験生だけでなく，その家族の将来までも崩壊しかねない。もはや，新司法試験は社会人が退路を断ってまで挑戦する試験ではなくなっている。

三振制を維持する限り，新司法試験の合格率の低さと経済的理由から，法曹志望を断念する人が相当数あるのではないかと懸念している。三振制は，受験生の不安と受け控えを招くのみならず，法曹界に多様な人材を確保する上で大きな障害となっている。同時に，高度な法的知識を有する人材を十分に活用できないという国家的損失をも生じさせている。

そもそも，新司法試験の合格率を7～8割に設定することを前提として三振制が導入されたのであれば，逆に7～8割が不合格となる現状においては，受験回数制限の撤廃を含めて制度を見直す必要がある。

地方小規模法科大学院の意義

島根大学法文学部出身の旧司法試験合格者は，おそらく数えるほどである。これは，従来，島根県内の法曹志望者のほぼ全員が，高校卒業後，大都市圏の著名な大学に進学していたこと，近隣に司法試験予備校がないことなどが要因であると思われる。

また，県内の社会人が旧司法試験への挑戦を思い立ったとしても，予備校がないために自己流の勉強をせざるを得ず，最終合格の可能性はほとんどなかったであろう。

山陰法科大学院は，過去5回の新司法試験で12名の合格者を輩出した。その中で弁護士登録をした6名のうち4名が山陰両県で弁護士として活動しており，そのうち3名は社会人経験者である。司法修習中（予定者含む）の複数の修了生も地元での就職を希望していると聞く。地方小規模校が，法曹の多様性確保と司法過疎の克服に果たす役割は大きい。

新司法試験受験会場の適正配置

先生方（とりわけ実務家教員）から，司法試験でも実務でも基本が重要であると頻繁に聞いていたため，受験に当たり，法科大学院での教育内容に照らして不安を覚えることはなかった。

むしろ，新司法試験がアウェー戦であること，つまり，島根から日帰りできる試験地がなく，受験直前に宿泊準備等の雑事を強いられることや，受験会場・ホテルでの孤独感等が意外な難敵となった。

すべての受験生がその実力を遺憾なく発揮できるよう，新司法試験受験会場の適正配置，すなわち大都市圏以外にも試験地を設けることを強く求める。

以上